

令和3年度 第1回太良町地域公共交通合同会議 議案書

- 1 役員の指名 (P4)
- 2 報告事項
 - (1) コミュニティバスの利用状況について (P5)
 - (2) タクシー利用券の交付状況及び利用状況について (P6)
- 3 協議事項（議案）
 - (1) 令和2年度事業実績報告について (P7)
 - (2) 令和2年度太良町地域公共交通活性化協議会決算報告及び
会計監査報告について (P8～P9)
 - (3) 令和3年度太良町地域公共交通活性化協議会事業計画修正（案）
及び補正予算（案）について (P10～P11)
 - (4) 生活交通確保維持改善計画の修正（案）について (P12～P16)
※参考までに現行の計画を添付しています (P17～P24)

太良町地域公共交通会議 委員名簿

(令和3年6月1日～令和5年3月31日)

	会社・団体名	役職	氏名
1		太良町長	永淵 孝幸
2	祐徳自動車(株)	代表取締役社長	愛野 時興
3	(有)馬場観光タクシー	代表取締役社長	馬場 一朗
4	(有)再耕庵タクシー	総務課長	山本 浩二
5	(一社)佐賀県バス・タクシー協会	専務理事	江上 康男
6	佐賀県杵藤土木事務所	管理課長	武富 一郎
7	鹿島警察署	交通課長	清水 貴洋
8	九州運輸局 佐賀運輸支局	首席運輸企画専門官	津留 崇明
9	(一社)グローバル交流推進機構	理事長	土井 勉
10	佐賀県 地域交流部 さが創生推進課	課長	堀岡 真也
11	太良町区長会	会長	永渕 武
12	太良町老人クラブ連合会	会長	澤山 弘
13	太良町社会福祉協議会	事務局長	新貝 雄二
14	太良町立大浦中学校	校長	宮崎 彰
15	太良町商工会	役員	大串 洋徳
16	太良町観光協会	理事	森田 政則
17	太良町	副町長	毎原 哲也
18	太良町教育委員会	教育長	松尾 雅晴
19	太良町	総務課長	田中 照海
20	太良町	町民福祉課長	津岡 徳康
21	太良町	建設課長	浦川 豊喜

太良町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

(令和3年6月1日～令和5年3月31日)

	会社・団体等	役職	氏名
1		太良町長	永淵 孝幸
2	祐徳自動車(株)	代表取締役社長	愛野 時興
3	(有)馬場観光タクシー	代表取締役社長	馬場 一朗
4	(有)再耕庵タクシー	総務課長	山本 浩二
5	(一社)佐賀県バス・タクシー協会	専務理事	江上 康男
6	佐賀県杵藤土木事務所	管理課長	武富 一郎
7	鹿島警察署	交通課長	清水 貴洋
8	(一社)グローバル交流推進機構	理事長	土井 勉
9	佐賀県 地域交流部 さが創生推進課	課長	堀岡 真也
10	太良町区長会	会長	永渕 武
11	太良町老人クラブ連合会	会長	澤山 弘
12	太良町社会福祉協議会	事務局長	新貝 雄二
13	太良町立大浦中学校	校長	宮崎 彰
14	太良町商工会	役員	大串 洋徳
15	太良町観光協会	理事	森田 政則
16	太良町	副町長	毎原 哲也
17	太良町教育委員会	教育長	松尾 雅晴
18	太良町	総務課長	田中 照海
19	太良町	町民福祉課長	津岡 徳康
20	太良町	建設課長	浦川 豊喜
オブザーバー	九州運輸局 佐賀運輸支局	首席運輸企画専門官	松原 陽介

役員の指名について

副会長 每原 哲也 (副町長)

監 事 永 洸 武 (太良町区長会会長)

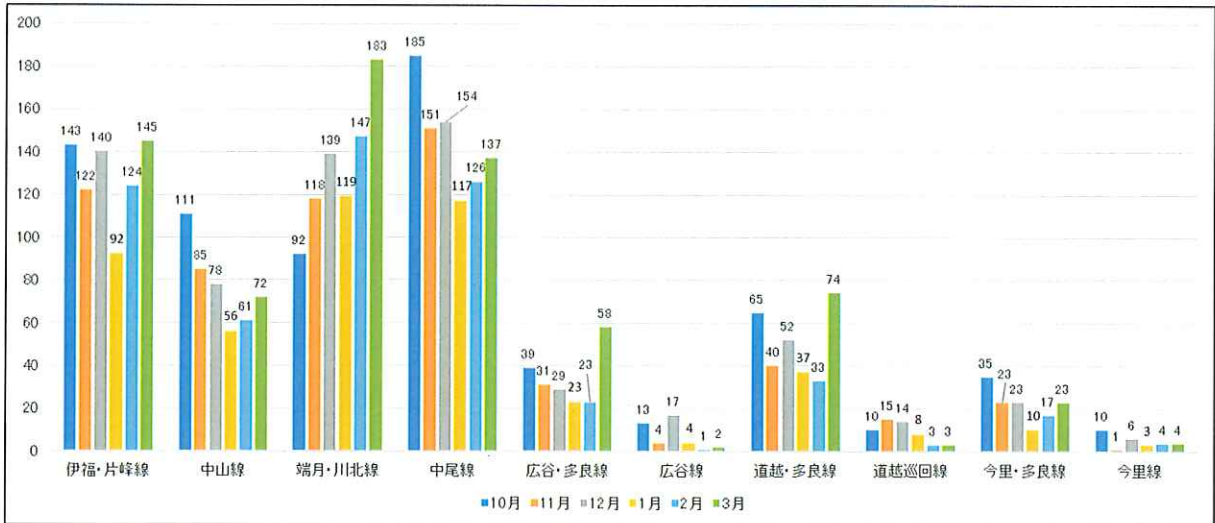
 新 貝 雄二 (太良町社会福祉協議会事務局長)

報告事項 (1) コミュニティバスの利用状況について

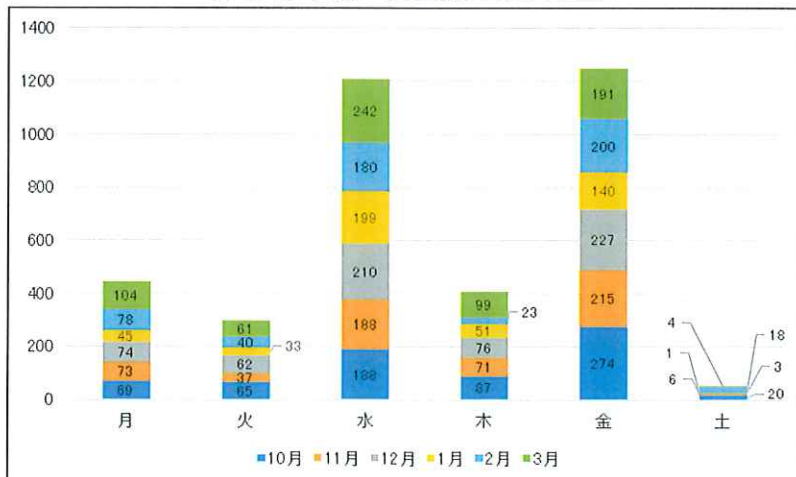
令和2年度 太良町コミュニティバスの利用状況

地区	運行ルート	利用者数 (乗車人数)	運行回数		利用実績		将来目標		備考
			運行 日数	運行 便数	1日あたり 乗車人数	1便あたり 乗車人数	1日あたり 乗車人数	1便あたり 乗車人数	
多良地区	伊福・片峰線	766	73	292	10.5	2.6	20	5	
	中山線	463	73	292	6.3	1.6	12	3	
	端月・川北線	798	73	292	10.9	2.7	12	3	ほぼ目標値
	中尾線	870	73	292	11.9	3.0	9	3	目標値達成
大浦地区	広谷・多良線	203	47	94	4.3	2.2	11	6	
	広谷線	41	47	235	0.9	0.2	3	1	
	道越・多良線	301	47	94	6.4	3.2	26	13	
	道越巡回線	53	47	235	1.1	0.2	7	2	
	今里・多良線	131	46	92	2.8	1.4	13	7	
	今里線	28	46	230	0.6	0.1	2	1	
合計		3,654							

令和2年度 路線毎の月別利用者数



令和2年度 曜日別利用者数



報告事項（２）タクシー利用券の交付状況及び利用状況について

①タクシー利用券の交付状況及び利用状況

・交付状況

令和元年度 245人に 5,428枚交付
令和2年度 310人に13,840枚交付。

・利用状況

（利用枚数）

令和元年度 2,039枚利用（利用率 37.6%）
令和2年度 7,094枚利用（利用率 51.3%）

（利用者数）

令和元年度 延べ 615人、実員 178人（利用率 72.7%）
令和2年度 延べ 1,495人、実員 254人（利用率 81.9%）

※タクシー利用券事業は、令和元年10月1日から実施のため令和元年度については半年間の数値。

○助成対象者

（本人の状況）

- ・運転免許証の交付を受けていない方。（65才以上）
- ・運転免許証を自主返納している方。（65才以上）
- ・一人でコミュニティバスに乗降できない方（65才以上）。

（居住地の状況）

- ・コミュニティバスが運行していない地区に居住する方。（65才以上）
※役場本庁、または役場大浦支所までの距離に応じて最大192枚まで交付。
- ・コミュニティバスが運行している地区に居住しているが、バス停やフリー乗降区間から概ね500m以上離れた場所に居住している方。（80才以上）

（その他）

- ・1回の乗車で4枚までタクシー利用券を使用できる。

○交付枚数

1人につき1枚500円のタクシー利用券を最大48枚交付。ただし、コミュニティバスが運行していない地区については、地区の公民館等から役場本庁又は役場大浦支所までの距離に応じて別途加算して交付。

議 案

協議事項（１）令和２年度 太良町地域公共交通活性化協議会 実績報告について

令和２年度 事業実績報告書

令和2年4月1日	コミュニティバス車両入札
令和2年4月17日	太良町地域公共交通網形成計画（改定計画）書提出
令和2年4月13日 ～17日	バス停設置に係る承諾依頼
令和2年4月20日 ～22日	バス停設置に係る道路占用許可申請
令和2年5月29日	コミュニティバス事業認可申請等に関する協議と現地視察
令和2年6月16日	コミュニティバス バス停標識入札
令和2年7月14日	コミュニティバス試走
令和2年7月17日	令和２年度第１回太良町地域公共交通合同会議
令和2年7月28日	一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請書等提出
令和2年9月10日	バス停標識納品
令和2年9月18日	コミュニティバス納車
令和2年9月25日	コミュニティバス事業説明会
令和2年9月29日	コミュニティバスお披露目式
令和2年10月1日	コミュニティバス試験運行開始
令和2年10月20日	コミュニティバス事業説明会
令和2年10月27日	区長会との意見交換会
令和2年12月7日 ～12日	コミュニティバス利用状況調査
令和3年1月5日	コミュニティバス バス停留所位置変更に係る協議
令和3年1月12日	コミュニティバス乗降調査
令和3年1月14日	コミュニティバス乗降調査
令和3年1月15日	コミュニティバス乗降調査
令和3年1月18日	コミュニティバス乗降調査
令和3年2月16日	令和２年度第２回太良町地域公共交通合同会議
令和3年2月25日	一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請書等提出

議 案

協議事項（２）令和２年度 太良町地域公共交通活性化協議会 決算報告及び会計監査報告について

①令和２年度 太良町地域公共交通活性化協議会 決算報告書

収入

款	項	目	予算額	決算額	差引	説明
負担金	負担金	負担金	3,191,000	3,191,000	0	太良町負担金
国庫支出金	国庫補助金	国庫補助金	0	0	0	
繰越金	繰越金	繰越金	1,691,472	1,691,472	0	
諸収入	雑入	雑入	0	41	41	預金利息
計			4,882,472	4,882,513	41	

支出

款	項	目	予算額	決算額	差引	説明
総務費	総務費	会議費	322,000	88,920	△ 233,080	
		報酬	164,000	52,000	△ 112,000	委員報酬
		旅費	158,000	36,920	△ 121,080	委員旅費
事業費	事業推進費		4,411,000	4,005,210	△ 405,790	
		事業費	220,000	1,210	△ 218,790	
		消耗品費	50,000	0	△ 50,000	事務用品
		印刷製本費	150,000	0	△ 150,000	
		役務費	20,000	1,210	△ 18,790	振込手数料
		調査研究費	4,191,000	4,004,000	△ 187,000	太良町地域公共交通事業 計画支援業務委託
	委託料	4,191,000	4,004,000	△ 187,000		
予備費	予備費	予備費	149,472	5,500	△ 143,972	お茶代
計			4,882,472	4,099,630	△ 782,842	

収入 4,882,513円 - 支出 4,099,630円 = 782,883円(次年度に繰越)

②令和2年度 会計監査報告書

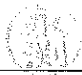
令和2年度太良町地域公共交通活性化協議会の会計監査にあたり、
収入支出に伴う関係書類及び関係帳簿等を慎重に審査した結果、い
ずれも正確かつ適正であることを認めます。

令和3年5月27日

太良町地域公共交通活性化協議会

会長 永淵 孝幸 様

太良町地域公共交通活性化協議会

監事 永淵 光 

監事 新 貝 雄 

議 案

協議事項（3）令和3年度 太良町地域公共交通活性化協議会事業計画修正（案） 及び予算（案）について

①令和3年度 事業計画修正（案）

コミュニティバス運営事業者 : 有限会社 再耕庵タクシー

コミュニティバス本格運行開始日 : 令和3年4月1日

・事業計画工程表

			令和3年度(2021年度)事業														
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
タクシー利用券の交付	申請受付																
	交付																
コミュニティバスの運行	本格運行	運行															
		乗降者数記録															
	利用状況調査	乗降者数の分析															
		アンケート調査															
	運行計画改善案の詳細検討	運行計画改善案の実施計画作成															
		令和4年度運行ルート図・時刻表の作成															
	待合環境の整備	交通結節点の整備(多良駅前)															
	利用促進策の実施	マイ時刻表の作成推進															
		時刻表パンフレットの配置															
		回数乗車券の販売・利用促進															
	事業計画変更認可申請	事業評価・国への報告															
		申請書案の作成・協議															
		申請															
	国交省補助金申請	生活交通確保維持改善計画案作成・協議															
補助金申請(認定、交付)																	
打合せ・協議	交通会議・協議会																

※赤線が修正した部分です。

- ・アンケート調査・・・当初8月中に実施予定を8月中旬までに調査を終了するよう変更。
- ・運行計画改善案の実施計画作成・・・当初10月から実施予定を6月からに変更。
- ・交通結節点の整備（多良駅前）・・・当初4月～5月実施予定を6月～7月に変更。

②令和3年度 補正予算(案)

収入

款	項	目	当初予算額	補正額	補正後の 予算額	説明
負担金	負担金	負担金	1,500,000	0	1,500,000	太良町負担金
国庫支出金	国庫補助金	国庫補助金	0	0	0	
繰越金	繰越金	繰越金	782,862	21	782,883	
諸収入	雑入	雑入	0	0	0	
計			2,282,862	21	2,282,883	

支出

款	項	目	当初予算額	補正額	補正後の 予算額	説明
総務費	総務費	会議費	322,000	0	322,000	
		報酬	164,000	0	164,000	委員報酬
		旅費	158,000	0	158,000	委員旅費
事業費	事業推進費		1,837,000	0	1,837,000	
		事業費	220,000	0	220,000	
		消耗品費	50,000	0	50,000	事務用品等
		印刷製本費	150,000	0	150,000	公共交通チラシ等作成
		役務費	20,000	0	20,000	通信運搬費等
		調査研究費	1,617,000	0	1,617,000	太良町地域公共交通事業計画支援業務委託
		委託料	1,617,000	0	1,617,000	
予備費	予備費	予備費	123,862	21	123,883	
計			2,282,862	21	2,282,883	

※ 令和3年2月16日開催の令和2年度第2回太良町地域公共交通合同会議で令和2年度の決算見込みを立て、令和3年度の予算案が承認されましたが、その後、預金利息21円が入ってきたため、収入の繰越金を21円、支出の予備費を21円、それぞれ増額するものです。

議 案

協議事項（４）生活交通確保維持改善計画の修正（案）について

①修正理由

令和４年度の地域内ライダーシステム確保維持費国庫補助金を受けるために必要なため。

②承認後の処理

国土交通大臣へ修正後の認定申請書を提出する。

生活交通確保維持改善計画の修正案 新旧対照表

現行（令和２年９月２９日認定）	修正後
<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p> <p>太良町では、人口減少、少子高齢化が進展しており、今後もさらに人口減少が進むと見込まれている。この中で、住民のくらしの質の維持・向上を図るためには、住民のくらしに欠くことのできない医療・商業・金融等の各施設への移動手段の確保・充実が重要である。また、その時代や地域の実情・ニーズに応じ、地域交通による活力あるまちづくりを目指した取組を進めるとともに、その評価、見直し、再編を行わなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p>このため、太良町地域公共交通網形成計画（改定計画）を早期に実現する必要性が増し、生活交通確保維持改善計画を作成し、住民の悲願であるコミュニティバスを令和２年１０月から実証運行を行い、その利用状況に基づき全体的な見直しを行った後に、令和３年４月から本格運行を行う予定としたものである。</p>	<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p> <p>太良町では、人口減少、少子高齢化が進展しており、今後もさらに人口減少が進むと見込まれている。この中で、住民のくらしの質の維持・向上を図るためには、住民のくらしに欠くことのできない医療・商業・金融等の各施設への移動手段の確保・充実が重要である。また、その時代や地域の実情・ニーズに応じ、地域交通による活力あるまちづくりを目指した取組を進めるとともに、その評価、見直し、再編を行わなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p>このため、太良町地域公共交通網形成計画（改定計画）を早期に実現する必要性が増し、生活交通確保維持改善計画を作成し、住民の悲願であるコミュニティバスを令和２年１０月から実証運行を行い、その利用状況に基づき全体的な見直しを行った後に、令和３年４月から本格運行を行っている。</p>

現行 (令和2年9月29日認定)

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標
(中略)

太良町コミュニティバス運行事業の数値目標

地区	運行ルート名	運行日	1日の回数	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				1日あたり乗車人数	1回あたり乗車人数	1日あたり乗車人数	1回あたり乗車人数	1日あたり乗車人数	1回あたり乗車人数
多良地区	伊福・片峰線	曜日運行 (月、水、金)	4	2	16	8	20	10	22
	中山線		4	2	10	5	12	6	14
	端月・川北線		4	2	10	5	12	6	14
	中尾線		4	2	7	4	9	5	11
大淵地区	広谷・多良線	曜日運行 (火、木、土)	2	1	9	9	11	11	12
	広谷線		5	2.5	4	2	5	2	6
	道越・多良線		2	1	24	24	26	27	27
	道越巡回線		3	3	8	2	10	2	12
	今里・多良線		2	1	10	10	13	13	14
	今里線		5	2.5	4	2	5	2	6

【備考】 1. 太良町地域公共交通確保維持事業(改定計画)32p参照
 2. 太良町地域公共交通確保維持事業(改定計画)の数値目標を参考値とし、これに利用促進策の効果を加えて算出の数値目標を設定した。加えた人数(1日あたり乗車人数)については、広谷・多良線、今里・多良線、道越・多良線は高層階のしおさい利用者がほとんどで大幅な増加は期待できないため年間1.2名増とし、他の運行ルートは急な増減の効果が期待できるため年間1~4名増とした。
 3. 道越巡回線は 1日の回数=1日の回数 としたが、他の運行ルートは 1日の回数=1日の回数×1/2 とした。

修正後

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標
(中略)

太良町コミュニティバス運行事業の数値目標

地区	運行ルート名	運行日	1日の回数	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				1日あたり乗車人数	1回あたり乗車人数	1日あたり乗車人数	1回あたり乗車人数	1日あたり乗車人数	1回あたり乗車人数
多良地区	伊福・片峰線	曜日運行 (月、水、金)	4	2	20	10	21	11	22
	中山線		4	2	12	6	13	7	14
	端月・川北線		4	2	12	6	13	7	14
	中尾線		4	2	9	5	11	6	12
大淵地区	広谷・多良線	曜日運行 (火、木、土)	2	1	11	11	12	12	13
	広谷線		5	2.5	5	2	6	2	7
	道越・多良線		2	1	26	26	27	27	28
	道越巡回線		5	5	10	2	11	3	12
	今里・多良線		2	1	13	13	14	14	15
	今里線		5	2.5	5	2	6	2	7

【備考】 1. 太良町地域公共交通確保維持事業(改定計画)32p参照
 2. 太良町地域公共交通確保維持事業(改定計画)の数値目標を参考値とし、これに利用促進策の効果を加えて算出の数値目標を設定した。加えた人数(1日あたり乗車人数)については、令和2年10月~令和6年9月の実績運行実績を踏まえ、年間に、2名とした。
 3. 道越巡回線は 1日の回数=1日の回数 としたが、他の運行ルートは 1日の回数=1日の回数×1/2 とした。

現行（令和2年9月29日認定）	修正後
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p> <p>■ 本格運行の前に半年間の実証運行を行い、この間に以下のような利用促進策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証運行開始後3か月間は無料運行とする。（太良町） ・区長会で説明会を行い、区長、民生委員等自治会関係者全員のお試し試乗会を実施する。（太良町、自治会） ・「コミュニティバス運行に伴う生活支援体制整備事業」において、①ボランティアによるベンチ作成、②コミュニティバス利用法を説明するボランティアの育成、③社会福祉協議会バスによるコミュニティバス運行ルートの体験乗車、④待合場所提供の店舗等の協力店としての登録、を実施する。 ・福祉施設（しおさい館）利用者には、一人ひとりに細かく説明を行い、乗るべきバス停、便が確認できるよう徹底する。（太良町） ・実証期間中に利用状況調査（利用者数、聞き取り等）を行い、本格運行へ向けて運行ルート、時刻表等の全体的見直し（改善）を行う。（太良町、運行事業者） <p>■ 分かりやすい運行ルート図、時刻表を作成し、全戸、福祉施設、商業施設、医療機関等に配布する。（太良町）</p> <p>■ 希望者には、自分専用のバス時刻表を作成し・提供する。（太良町）</p>	<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p> <p>■ （削除）</p>
<p>■ 分かりやすい運行ルート図、時刻表を作成し、全戸、福祉施設、商業施設、医療機関等に配布する。この時刻表には、JRと路線バス（祐徳バス）の時刻表や福祉施設（しおさい館）、商業施設（エレナ、Aコープ等）、医療機関（太良病院等）の利用案内も掲載する。（太良町）</p> <p>■ 希望者には、自分専用のバス時刻表（マイ時刻表）を作成し・提供する。（太良町）</p>	<p>■ 希望者には、自分専用のバス時刻表（マイ時刻表）を作成し・提供する。（太良町）</p>

現行（令和2年9月29日認定）	修正後
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p> <p>太良町コミュニティバスは、令和2年10月から実証運行（10月～12月：無料、1月～3月有料）を行い、令和3年4月から本格運行を行う予定である。 （中略）</p> <p>20. 協議会の開催状況と主な議論 （中略）</p>	<p>■回数乗車券の販売・利用促進（太良町）</p> <p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p> <p>太良町コミュニティバスは、令和2年10月から実証運行（10月～12月：無料、1月～3月有料）を行い、令和3年4月から本格運行を行っている。 （中略） 令和3年4月からの本格運行においても、実証運行と連続的な運行であるため、引き続き再耕庵タクシーに委託を行っている。</p> <p>20. 協議会の開催状況と主な議論 （中略）</p> <p>令和3年2月16日 令和2年度第2回 報告事項（1）経過報告及びコミュニティバスの利用状況について （2）タクシー利用券の交付状況及び利用状況について 協議事項（3）令和3年度のコミュニティバスの運行について【承認】</p> <p>令和3年6月 令和3年度第1回 報告事項（1）コミュニティバスの利用状況について （2）タクシー利用券の交付状況及び利用状況について 協議事項（4）生活交通確保維持改善計画認定申請について</p>

現行（令和2年9月29日認定）	修正後
<p>21. 利用者等の意見の反映</p> <p>①協議会に参加していない以下の団体からもヒアリングを実施（平成29年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民座談会多良地区 ・住民座談会大浦地区 ・福祉施設しおさい館利用者 ・太良高校 ・佐賀西部コロニー ・たら竹崎かに旅館組合 ・太良町料飲食店組合 <p>②パブリックコメントを平成30年3月2日から3月11日まで実施したが、意見はなかった。</p> <p>③コミュニティバスの運行実施計画について下記の沿線住民等と意見交換会を実施（令和元年7月～8月）</p> <p>伊福・片峰線、中山線、端月・川北線、中尾線、広谷・多良線、今里・多良線、道越・多良線、福祉施設しおさい館）</p>	<p>21. 利用者等の意見の反映</p> <p>①協議会に参加していない以下の団体からもヒアリングを実施（平成29年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民座談会多良地区 ・住民座談会大浦地区 ・福祉施設しおさい館利用者 ・太良高校 ・佐賀西部コロニー ・たら竹崎かに旅館組合 ・太良町料飲食店組合 <p>②パブリックコメントを平成30年3月2日から3月11日まで実施したが、意見はなかった。</p> <p>③コミュニティバスの運行実施計画について下記の沿線住民等と意見交換会を実施（令和元年7月～8月）</p> <p>伊福・片峰線、中山線、端月・川北線、中尾線、広谷・多良線、今里・多良線、道越・多良線、福祉施設しおさい館）</p> <p>④コミュニティバスの利用状況調査を実施（令和2年12月7日～12日）</p> <p>17地区から回答</p> <p>⑤コミュニティバスの乗降調査を実施（令和3年1月12日、14日、15日、18日の4日間）</p> <p>コミュニティバス利用者75人から回答</p>

令和2年7月21日

(名称) 太良町地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
太良町生活交通確保維持改善計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>太良町では、人口減少、少子高齢化が進展しており、今後もさらに人口減少が進むと見込まれている。この中で、住民のくらしの質の維持・向上を図るためには、住民のくらしに欠くことのできない医療・商業・金融等の各施設への移動手段の確保・充実が重要である。また、その時代や地域の実情・ニーズに応じ、地域交通による活力あるまちづくりを目指した取組を進めるとともに、その評価、見直し、再編を行わなければならない。</p> <p>このため太良町は、住民のくらしの移動手段の確保・充実に向けた課題を明らかにし、本町にとって望ましい公共交通のあり方を示すものとして平成30年3月に太良町地域公共交通網形成計画を策定した。平成30年度からはコミュニティバス運行の具体化に向けて諸調査・検討を続けてきたが、路線、結節点等の一部見直しが必要となり、令和2年3月に太良町地域公共交通網形成計画（改定計画）を策定した。</p> <p>その改定計画の策定中である令和元年10月に、廃止代替路線（中山線、広谷線、竹崎線）が廃止された。その結果、太良町内の公共交通は町東側の海岸近くを走る祐徳バス太良線とJR長崎本線のみとなり、町内の中心と周辺部を結ぶ公共交通機関がなくなってしまった。</p> <p>このため、太良町地域公共交通網形成計画（改定計画）を早期に実現する必要性が増し、生活交通確保維持改善計画を作成し、住民の悲願であるコミュニティバスを令和2年10月から実証運行を行い、その利用状況に基づく全体的な見直しを行った後に、令和3年4月から本格運行を行う予定としたものである。</p>

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

本事業の定量的な目標は、下表に示すとおりである。これは、「太良町地域公共交通網形成計画（改定計画）」の数値目標（令和4年度）を参考に「地域公共交通確保維持事業の定量的な目標」としたものであるが、改定計画は運行開始から目標年度まで2年間しかなかったため、達成可能な目標とするために利用者数の少なかった廃止代替路線の実績を参考に低い数値目標としたものであるが、次項「3. 2. の目標を達成するために行う事業」に示す利用促進策を実施することにより、全運行ルートで「1便あたり乗車人数が1人以上」つまり「1回あたりの輸送量が2名以上」を達成できるものと考えている。

太良町コミュニティバス運行事業の数値目標

地区	運行ルート名	運行日	1日の便数	1日の回数	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
					1日あたり乗車人数	1回あたり輸送人数	1日あたり乗車人数	1回あたり輸送人数	1日あたり乗車人数	1回あたり輸送人数
多良地区	伊福・片峰線	曜日運行 (月、水、金)	4	2	16	8	20	10	22	11
	中山線		4	2	10	5	12	6	14	7
	端月・川北線		4	2	10	5	12	6	14	7
	中尾線		4	2	7	4	9	5	11	6
大浦地区	広谷・多良線	曜日運行 (火、木、土)	2	1	9	9	11	11	12	12
	広谷線		5	2.5	4	2	5	2	6	2
	道越・多良線		2	1	24	24	26	26	27	27
	道越巡回線		5	5	8	2	10	2	12	3
	今里・多良線		2	1	10	10	13	13	14	14
	今里線		5	2.5	4	2	5	2	6	2

【備考】 1. 太良町地域公共交通網形成計画(改定計画)32p参照

2. 太良町地域公共交通網形成計画(改定計画)の数値目標を参考値とし、これに利用促進策の効果を加えて表中の数値目標を設定した。加えた人数(1日あたり乗車人数)については、広谷・多良線、今里・多良線、道越・多良線は高齢者のしおさい利用者がほとんどで大幅な増加は期待できないため年間1,2名増とし、他の運行ルートはある程度の効果が期待できるため年間1~4名増とした。

3. 道越巡回線は 1日の回数=1日の便数 としたが、他の運行ルートは 1日の回数=1日の便数×1/2 とした。

(2) 事業の効果

コミュニティバスの運行により、住民の太良町内の福祉施設、医療機関、商業施設への移動手段が確保できるとともに、幹線の祐徳バス太良線およびJR長崎本線と連携することで鹿島市、佐賀市等のへの運行体系が実現できる。さらに、観光客にとって利便性向上の効果も見込める。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- 本格運行の前に半年間の実証運行を行い、この間に以下のような利用促進策を講じる。
 - ・実証運行開始後3か月間は無料運行とする。(太良町)
 - ・区長会で説明会を行い、区長、民生委員等自治会関係者全員のお試し試乗会を実施する。(太良町、自治会)
 - ・「コミュニティバス運行に伴う生活支援体制整備事業」において、①ボランティアによるベンチ作成、②コミュニティバス利用法を説明するボランティアの育成、③社会福祉協議会バスによるコミュニティバス運行ルートの体験乗車、④待合場所提供の店舗等の協力店としての登録、を実施する。
 - ・福祉施設(しおさい館)利用者には、一人ひとりに細かく説明を行い、乗るべきバス停、便が確認できるよう徹底する。(太良町)
 - ・実証期間中に利用状況調査(利用者数、聞き取り等)を行い、本格運行へ向けて運行ルート、時刻表等の全体的見直し(改善)を行う。(太良町、運行事業者)
- 分かりやすい運行ルート図、時刻表を作成し、全戸、福祉施設、商業施設、医療機関等に配布する。(太良町)
- 希望者には、自分専用のバス時刻表を作成し・提供する。(太良町)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

太良町コミュニティバスは、令和2年10月から実証運行（10月～12月：無料、1月～3月有料）を行い、令和3年4月から本格運行を行う予定である。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1 地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）」を添付。

① 予定している時刻・運行予定時間（「時刻表」を添付。）

② 運行事業者の決定の経緯

太良町および隣接地域における運行事業者は、祐徳自動車（株）、（有）馬場観光タクシー、（有）再耕庵タクシーの3者であり、いずれも太良町地域公共交通活性化協議会の委員となっている。平成30年度から令和元年度にかけて事業実施方針を具体化する段階で、関係事業者の意向調査を行ったところ、前2者は運転手不足のため太良町コミュニティバス運行業務を受けることはできないとの回答であったため、令和2年4月に再耕庵タクシーに随意契約で業務委託を行ったものである。

③ 地域内フィーダー系系統の補足

幹線の祐徳バス太良線とコミュニティバス路線とは、10系統ともわずかに重複する区間が生じる。（重複区間算出図 参照）しかし、コミュニティバス路線・運行系統設定段階では可能な限り競合しないように配慮したものであり、下記の内容を主旨とする資料を令和2年度第1回太良町地域公共交通合同会議（地域公共交通会議、地域公共交通活性化協議会）に諮り、承認を得ている。

太良町コミュニティバス路線と祐徳バス太良線との関係（抜粋）

■ コミュニティバスが祐徳バス太良線を通る理由

- ① 地形的に南北の移動には国道207号を利用せざるを得ない
- ② 福祉巡回バスの代替として、コミュニティバスが今の福祉巡回バスと同じ程度の時間で太良町総合福祉センター（しおさい館）に到着するには国道207号を利用せざるを得ない
- ③ 目的地が同じでその近くは同じルートとならざるを得ない。

■ 太良町コミュニティバスが祐徳バス太良線に及ぼす影響

- ① 重複区間長が小さいため、影響は小さい
- ② 主な乗車目的地が異なるため、影響は小さい
- ③ 大浦地区からしおさい館に行く太良町コミュニティバスの運行回数は、1日1往復かつ週に2日であるため、影響は小さい

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

太良町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

有限会社再耕庵タクシー

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし

<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>該当なし</p>
<p>19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>

20. 協議会の開催状況と主な議論

平成 30 年 3 月 30 日 平成 29 年度第 4 回

協議事項 (1) 太良町地域公共交通網形成計画について【承認】

平成 30 年 6 月 18 日 平成 30 年度第 1 回

報告事項 (1) コミュニティバスの運行について

(2) 今後の太良町地域交通事業計画スケジュールについて

令和元年 6 月 18 日 令和元年度第 1 回

協議事項 (4) 路線バス・太良線の運行形態変更について

(5) 廃止代替路線 (中山線、広谷線、竹崎線)

(6) 太良町地域公共交通網形成計画 (平成 30 年 3 月) の計画改定について

(7) 今後の太良町地域公共交通事業計画スケジュールについて

令和元年 12 月 23 日 令和元年度第 2 回

協議事項 (1) タクシー利用券の配布および利用状況について

(2) 太良町地域公共交通網形成計画の計画改定について【承認】

(3) コミュニティバスの運行実施計画

令和 2 年 3 月 31 日 令和元年度第 3 回

報告事項 (1) タクシー利用券の交付状況及び利用状況について

(2) 関係者との協議結果について

協議事項 (1) コミュニティバスの運行実施計画について

令和 2 年 7 月 17 日 令和 2 年度第 1 回

協議事項 (1) 令和 3 年度生活交通確保維持改善計画について【承認】

議事録を添付

21. 利用者等の意見の反映状況

①協議会に参加していない以下の団体からもヒアリングを実施 (平成 29 年度)

- ・ 住民座談会多良地区
- ・ 住民座談会大浦地区
- ・ 福祉施設しおさい館利用者
- ・ 太良高校
- ・ 佐賀西部コロニー
- ・ たら竹崎かに旅館組合
- ・ 太良町料飲食店組合

②パブリックコメントを平成 30 年 3 月 2 日から 3 月 11 日まで実施したが、意見はなかった。

③コミュニティバスの運行実施計画について下記の沿線住民等と意見交換会を実施 (令和元年 7 月～8 月)

伊福・片峰線、中山線、端月・川北線、中尾線、広谷・多良線、今里・多良線、道越・多良線、福祉施設しおさい館)

22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	佐賀県地域交流部さが創生推進課
関係市区町村	太良町町長・副町長・教育長・総務課・町民福祉課・建設課
交通事業者・交通施設管理者等	祐徳自動車(株)、(有)馬場観光タクシー、(有)再耕庵タクシー、(社)佐賀県バス・タクシー協会、佐賀県杵藤土木事務所、佐賀県鹿島警察署
地方運輸局	佐賀運輸支局(オブザーバー)
その他協議会が必要と認める者	(一社)グローバル交流推進機構、太良町区長会、太良町老人クラブ連合会、太良町社会福祉協議会、太良町立多良中学校、太良町商工会、太良町観光協会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6
(所属) 太良町役場企画商工課
(氏名) 與猶 正弘
(電話) 0954-67-0312
(e-mail) m.yonao@town.tara.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。